



更別村ふるさと創生基金助成事業



事業名		対象地域	助成対象基準	助成額
特産品開発チャレンジ事業	特産品開発研究事業	村内全域	①新たな商品や既存の商品と比べ、差別化が図られる商品を開発研究するもの ②村内をはじめ一般販売（提供）を目指すもの ③継続して製造・販売を目指すもの ※研究結果報告書の提出必要	事業費の90%以内 助成限度額：1事業 1年あたり200万円 (3年間限度)
	特産品販路開拓事業		特産品開発研究事業で開発した商品の販路拡大を目指すもの	事業費の90%以内 助成限度額：1事業 100万円
	特産品販売組織設置事業		上の2つの事業を活用し、生産・加工・販売などを一体的に行う事業体を設立するもの	事業費の90%以内 助成限度額：1事業 100万円
ふるさとづくり事業 (平成29年4月～令和6年3月拡大中) ※常駐体制のある事業		村内全域	特産品の製造・販売などを行う施設のほか、飲食業やサービス業を行う施設の整備などの有形事業 ※商店街活性化事業の対象となる事業は除く	事業費の50%以内 助成限度額：1事業 300万円 (事業費の下限額30万円)
商店街活性化事業 (平成29年4月～令和6年3月拡大中) ※月10日以上継続的に営業されるもの ※常駐体制のある事業	新規開店等施設整備事業	市街地区	店舗新築、居抜き取得 ※店舗併用住宅の場合は住宅部分を除く	◆新築・増改築・居抜き取得 事業費の30%以内 助成限度額：1事業 500万円 ※土地取得費（村以外からの）含む ◆既存店舗増改築・設備整備 事業費の30%以内 助成限度額：1事業 500万円 ◆賃借の場合 ①店舗改修費の30%以内 助成限度額：1事業 200万円 ②月額家賃の70%以内 助成限度額：1事業 月額5万円（2年間限度） ◆賃借から取得の場合 本事業の「賃借」の助成対象者に該当してから5年以内に取得した場合、取得費の30%以内の額と「賃借」の助成額の合算額に対して500万円を限度に助成 (事業費の下限額30万円、ただし家賃助成を除く)
	空き店舗・空き家活用事業		空き店舗、空き家を増改築取得、賃借による新規開店（移転開店を含む）、借家から取得による開店 ※店舗に係る月額家賃の助成を受けた村内の借家からの賃借移転は除く ※店舗併用住宅の場合は住宅部分を除く	
	既存店舗改修事業		既存店舗の建替え新築、増改築、設備整備 ※以下の経営革新を図るもの ①新たな顧客取り込み ②幅広い年齢層の集客 ③販路開拓 ④効率化による持続的経営 ※店舗併用住宅の場合は住宅部分を除く	
地域づくり対策事業	地域振興調査・研究事業委	村内全域	生活基盤及びその他生活安心に関するものの調査・研究	事業費の50%以内 助成限度額：1事業 50万円
	コミュニティ振興事業		住民のふれあい、繋がりに関するものの交流・催事	
	街なか生き生き活性化事業	市街地区	商店街の賑わい、交流、笑顔の創出に関するものの環境向上対策、催事	

※常駐体制とは、申請者自らが業に携わる事業で、自ら携わることを常態とすること。

助成対象者

村内に住所を有する個人、団体及び法人で、団体及び法人においては代表者が村内に住所を有する者。商店街活性化事業及びふるさとづくり事業については、新規に村内で事業を開始する個人、団体及び法人等で事業開始までに住所を有する方を含みます。ただし、いずれも税金等の未納があるものは、助成対象者から除きます。

助成金の返還

商店街活性化事業及びふるさとづくり事業について、操業等を開始した日から5年以内に操業等を休止又は廃止したときは、助成事業の取り消し及び助成金の全部又は一部の返還を求めます。

助成金交付申請書の提出

助成金の交付申請は企画政策課への提出となります。交付手続きに必要な書類については企画政策課へご確認ください。なお、商店街活性化事業及びふるさとづくり事業については、更別村商工会を経由しての提出となります。早めの事前相談をお願いします。

商店街活性化事業・ふるさとづくり事業参考例（注：写真はイメージです。村内実績ではありません。）



①店舗新築又は改修例
空家をカフェに改築又は既存店舗をカフェへ改築



②店舗改修例
既存店舗に壁をつくり、PRブースを増設改修



③店舗改修例
店舗玄関改築



④店舗改修例
店舗外壁改修



⑤設備整備例
既存店舗厨房設備更新
※ただし、性能UPするもの、新たな顧客開拓へつながる場合に該当する

○助成金の申請を予定している方は、早めに事前相談願います。
○助成金の申請には、ふるさと創生基金事業の申請書類の提出が必要となります。
【商店街活性化事業の場合】
・事業申請書 ・事業計画書 ・資金計画書
・対象事業の概要 ・納税証明書 ・平面図
・見積書等 ・土地契約書案（取得の場合） ・その他

問い合わせ 更別村企画政策課

〒089-1595 北海道河西郡更別村字更別南1線93番地

電話 0155-52-2114/FAX 0155-52-2812

E-MAIL:kikaku@sarabetsu.jp

お気軽に
相談ください

